

防人計第4111号  
23. 4. 1  
一部改正 防人計第14506号  
23. 12. 2  
防人計第4601号  
25. 3. 29  
防人計第2903号  
27. 3. 2  
防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
防人計(事)第90号  
29. 3. 27  
防人計(事)第348号  
29. 9. 26  
防人計(事)第238号  
30. 6. 25  
防人計(事)第40号  
令和元年6月10日  
防人計(事)第156号  
令和元年9月20日  
防人計(事)第396号  
令和2年9月30日  
防人計(事)第431号  
令和2年12月23日  
防人計(事)第127号  
令和3年5月21日  
防人計(事)第108号  
令和4年3月31日  
防人計(事)第204号  
令和4年6月24日

大臣官房長  
各局長  
衛生監  
技術監  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
殿

防 衛 監 察 監  
各 地 方 防 衛 局 長

事 務 次 官

航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令の規定に基づく指定  
等について（通達）

標記について、別紙のとおり定められ、平成23年4月1日から適用することとされたので、通達する。

なお、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令に基づく委任及び指定について（長発人事第42号。30.5.6）は、廃止する。

(趣旨)

第1 この通達は、航空従事者技能証明及び計器飛行証明に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第21号。以下「訓令」という。）の規定の委任に基づく事項その他訓令の施行に必要な事項を定めるものとする。

(訓令第2条第3号に規定する防衛大臣の指定する特殊無線設備等)

第2 訓令第2条第3号に規定する「防衛大臣の指定する特殊無線設備」は、航空自衛隊における電子訓練設備とする。

2 訓令第2条第5号に規定する「防衛大臣の指定する業務」は、次に掲げる業務とし、同号に規定する「防衛大臣の指定する航空機」は、海上自衛隊又は航空自衛隊が使用する航空機とする。

(1) 海上自衛隊における次の業務

- ア 機上電子整備
- イ 機上における救護
- ウ 遭難者の捜索及び救出

(2) 航空自衛隊における次の業務

- ア 空中輸送
- イ 遭難者の捜索及び救出（救難員課程を修了した者が行うものに限る。）
- ウ 機上要撃管制
- エ 機上航空警戒管制
- オ 機上システム統制
- カ 機上無線レーダー整備
- キ 機上電波測定
- ク 無操縦者航空機のセンサー操作

(3) 情報本部における機上電波測定の業務

(訓令第4条第5項に規定する防衛大臣の指定する教育課程等)

第3 訓令第4条第5項に規定する「防衛大臣の指定する教育課程若しくは講習」及び「防衛大臣の指定する試験」並びにそれに対応する限定事項は、付表のとおりとする。

(航空従事者技能証明等を交付する者)

第4 防衛大学校長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長及び防衛装備庁長官（以下「防衛大学校長等」という。）は、次に掲げる業務を行うことができる。

- (1) 訓令第5条第1項の規定による航空従事者技能証明書の交付
- (2) 訓令第9条第1項の規定による計器飛行証明書の交付
- (3) 訓令第12条第1項の規定による技能証明書又は計器飛行証明書の再交付

(訓令別紙第1第3項第2号に規定する防衛大臣の指定する講習等)

第5 訓令別紙第1第3項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、

アメリカ合衆国の軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）による固定翼航空機操縦講習（防衛大臣がこれと同等と認めたものを含む。）とする。

- 2 訓令別紙第1第4項第3号に規定する「防衛大臣の指定する試験」は、航空自衛隊によるF-35A機種転換操縦基本試験とする。
- 3 訓令別紙第1第6項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、次に掲げる講習とする。
  - (1) 陸上自衛隊による短期操縦課程
  - (2) 合衆国軍隊による連絡用航空機の操縦講習
  - (3) 防衛大臣が前2号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 4 訓令別紙第1第8項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、次に掲げる講習とする。
  - (1) 合衆国軍隊による回転翼航空機操縦講習
  - (2) 海上自衛隊による回転翼航空機操縦講習
  - (3) 航空自衛隊による救難操縦課程講習（前期）
  - (4) 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 5 訓令別紙第1第9項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、防衛大学校による航空従事者技能証明（G操縦士）取得のための講習（防衛大臣がこれと同等と認めたものを含む。）とする。
- 6 訓令別紙第1第10項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、合衆国軍隊による無操縦者航空機の操縦講習とする。
- 7 訓令別紙第1第13項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、次に掲げる講習とする。
  - (1) 海上自衛隊による航法、通信、機上整備及び偵察等の講習
  - (2) 航空自衛隊による航空士の講習
  - (3) 合衆国軍隊又は合衆国軍隊が委託した企業による航法、通信、機上整備及び偵察等の講習
  - (4) 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの
- 8 訓令別紙第1第14項第2号及び第3号に規定する「防衛大臣の指定する講習」は、次に掲げる講習とする。
  - (1) 4週間以上（連絡用航空機の整備に関するものについては3週間以上）にわたり行われる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の短期整備幹部課程又は講習
  - (2) 8週間以上（航空写真機の整備に関するものについては4週間以上）にわたり行われる陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の短期一般整備課程又は講習
  - (3) 4週間以上にわたり行われる合衆国軍隊による整備講習
  - (4) 防衛大臣が前3号に掲げる講習と同等と認めたもの

（訓令別紙第3第1項第1号に規定する防衛大臣の指定する計器飛行証明試験等）

第6 訓令別紙第3第1項第1号に規定する「防衛大臣の指定する計器飛行証明試験」は、合衆国軍隊による計器飛行証明（緑）試験とする。

- 2 訓令別紙第3第2項第1号に規定する「防衛大臣の指定する自衛隊における正規計器飛行教育課程又は講習」は、海上自衛隊がアメリカ合衆国の海軍移動訓練班の指導

により行う計器飛行講習とする。

- 3 訓令別紙第3第2項第3号に規定する「防衛大臣の指定する計器飛行証明試験」は、合衆国軍隊による計器飛行証明（白）試験とする。

付表（第3関係）

項	教育課程、講習又は試験	限定事項
1	(1) 海上自衛隊による計器飛行（固定翼） 課程 (2) 海上自衛隊による固定翼多発機（30 トン未満）操縦講習	プロペラ推進を主とする固定 翼、陸上多発、重量30トン 未満
2	海上自衛隊による実用機（VP）課程	プロペラ推進を主とする固定 翼、陸上多発、重量30トン 以上
3	海上自衛隊による実用機（P-1）操縦講 習	ターボジェット発動機を主な 動力とする固定翼、陸上多発、 重量30トン以上
4	海上自衛隊による支援機（U-36A）操 縦講習	ターボジェット発動機を主な 動力とする固定翼、陸上多発、 重量30トン未満
5	海上自衛隊による実用機（US）操縦講習	プロペラ推進を主とする固定 翼、陸上多発及び水上多発、 重量30トン以上
6	海上自衛隊による実用機（P-1）機上整 備講習	機上整備 ターボジェット発動機を主な 動力とする固定翼、陸上多発、 重量30トン以上
7	海上自衛隊による実用機（US）機上整備 講習	機上整備 プロペラ推進を主とする固定 翼、陸上多発及び水上多発、 重量30トン以上
8	(1) 航空自衛隊によるF-2機種転換操縦 課程 (2) 航空自衛隊によるF-2機種転換操縦 課程講習 (3) 航空自衛隊による戦闘機操縦（F-2） 課程	ターボジェット発動機を主な 動力とする固定翼、陸上単発、 重量30トン未満

9	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 米留F-35A機種転換操縦課程</li> <li>(2) 航空自衛隊によるF-35A機種転換操縦課程</li> </ul>	ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上単発、重量30トン以上
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 航空自衛隊によるF-15機種転換操縦課程</li> <li>(2) 航空自衛隊によるF-15機種転換操縦課程講習</li> <li>(3) 航空自衛隊によるF-4EJ機種転換操縦課程</li> <li>(4) 航空自衛隊によるF-4EJ機種転換操縦課程講習</li> <li>(5) 航空自衛隊によるRF-4E操縦講習</li> <li>(6) 航空自衛隊による戦闘機操縦（F-15）課程</li> <li>(7) 航空自衛隊による戦闘操縦課程</li> <li>(8) 航空自衛隊による戦闘操縦課程講習</li> <li>(9) 航空自衛隊によるT-2機種転換操縦課程</li> <li>(10) 航空自衛隊によるT-2機種転換操縦課程講習</li> <li>(11) 航空自衛隊による戦闘操縦教官課程</li> <li>(12) 航空自衛隊による戦闘操縦教官課程講習</li> <li>(13) 航空自衛隊によるT-4機種転換操縦課程</li> <li>(14) 航空自衛隊によるT-4機種転換操縦課程講習</li> <li>(15) 航空自衛隊による基本操縦教官課程</li> <li>(16) 航空自衛隊による基本操縦教官課程講習</li> <li>(17) 米留U-125機種転換操縦課程</li> <li>(18) 航空自衛隊によるU-125操縦講習</li> <li>(19) 航空自衛隊による救難操縦（U-125A）課程</li> <li>(20) 航空自衛隊による救難操縦（U-125A）課程講習</li> <li>(21) 航空自衛隊によるU-125A機種転換操縦課程</li> <li>(22) 航空自衛隊によるU-125A機種転</li> </ul>	ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満

	<p>換操縦課程講習</p> <p>(23) 航空自衛隊によるT-400機種転換操縦課程</p> <p>(24) 航空自衛隊によるT-400機種転換操縦課程講習</p> <p>(25) 米留U-680A機種転換操縦課程</p> <p>(26) 航空自衛隊によるU-680A機種転換操縦課程</p>	
1 1	<p>(1) 航空自衛隊による輸送機操縦(C-1)課程</p> <p>(2) 航空自衛隊によるC-1機種転換操縦課程</p> <p>(3) 航空自衛隊による輸送機操縦(C-1)課程講習</p> <p>(4) 航空自衛隊によるC-1機種転換操縦課程講習</p> <p>(5) 航空自衛隊によるU-4機種転換操縦課程</p> <p>(6) 航空自衛隊によるU-4機種転換操縦課程講習</p> <p>(7) 米留E-767機種転換操縦課程</p> <p>(8) 航空自衛隊によるE-767機種転換操縦課程</p> <p>(9) 航空自衛隊によるKC-767機種転換操縦課程</p> <p>(10) 航空自衛隊による空中給油・輸送機操縦(KC-767)課程</p> <p>(11) 航空自衛隊による輸送機操縦(C-2)課程</p> <p>(12) 航空自衛隊によるC-2機種転換操縦課程</p> <p>(13) 航空自衛隊によるEC-1機種転換操縦講習</p> <p>(14) 米留KC-46A機種転換操縦課程</p>	<p>ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上</p>
1 2	<p>(1) 国内委託による定期運送用操縦士ボーイング式747-400型限定変更課程</p> <p>(2) 航空自衛隊によるB-747機種転換操縦講習</p> <p>(3) 国内委託による定期運送用操縦士ボー</p>	<p>ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上</p>

	<p>イング式777-300ER型限定変更課程</p> <p>(4) 国内委託による事業用操縦士ボーイング式777-300ER型限定変更課程</p>	
13	航空自衛隊による試験飛行操縦士課程	<p>甲該当者 ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上</p> <p>乙該当者 ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満</p>
14	<p>(1) 航空自衛隊による輸送機操縦（YS-11）課程</p> <p>(2) 航空自衛隊による輸送機操縦（YS-11）課程講習</p> <p>(3) 航空自衛隊によるYS-11操縦講習</p> <p>(4) 航空自衛隊によるMU-2機種転換操縦課程</p> <p>(5) 航空自衛隊によるE-2C機種転換操縦課程</p> <p>(6) 航空自衛隊によるE-2C機種転換操縦課程講習</p> <p>(7) 米留E-2D機種転換操縦課程</p> <p>(8) 航空自衛隊によるE-2D機種転換操縦課程</p>	プロペラ推進を主とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満
15	<p>(1) 航空自衛隊によるC-130機種転換操縦課程</p> <p>(2) 航空自衛隊によるC-130機種転換操縦課程講習</p> <p>(3) 航空自衛隊による輸送機操縦（C-130）課程</p> <p>(4) 航空自衛隊による輸送機操縦（C-130）課程講習</p>	プロペラ推進を主とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上
16	航空自衛隊によるC-1航空機整備員転換課程	<p>機上整備 ターボジェット発動機を主な</p>

		動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上
17	航空自衛隊によるU-125航空機整備員 転換課程（航空機）	機上整備 ターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満
18	航空自衛隊によるC-130航空機整備員 転換課程（航空機）	機上整備 プロペラ推進を主とする固定翼、陸上多発、重量30トン以上
19	航空自衛隊によるYS-11航空機整備員 転換課程	機上整備 プロペラ推進を主とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満

#### 備考

- 1 この表において甲該当者とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 当該課程履修前の技能証明にかかる限定事項（以下「限定事項」という。）が、プロペラ推進を主とする固定翼及びターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上多発、重量30トン未満の者で、当該課程において重量30トン以上の固定翼航空機により15時間以上の飛行教育を受けた者
  - (2) 当該課程履修前の限定事項が、プロペラ推進を主とする固定翼及びターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上単発、重量30トン未満の者で、当該課程において陸上多発の固定翼航空機により25時間以上の飛行教育を受け、かつ、重量30トン以上の固定翼航空機により15時間以上の飛行教育を受けた者
- 2 この表において乙該当者とは、当該課程履修前の限定事項が、プロペラ推進を主とする固定翼及びターボジェット発動機を主な動力とする固定翼、陸上単発、重量30トン未満の者で、当該課程において陸上多発の固定翼航空機により25時間以上の飛行教育を受けた者をいう。